資料２－２

地方税財源の確保・充実等に関する提言

（参考資料）

（地方税財政常任委員会）

「骨太の方針」(H25.6.14閣議決定)における地方行財政関係部分(抜粋)

◎経済財政運営と改革の基本方針＜平成25年6月14日閣議決定＞

第３章 経済再生と財政健全化の両立

２． 財政健全化への取組方針

（中長期の財政健全化に向けて）

「三本の矢」により強い経済を実現し、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方のプライマリーバランスについて、2015 年度までに2010 年度に比べ赤字の対GDP 比の半減、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP 比の安定的な引下げを目指す。

（「中期財政計画」の策定等）

財政健全化目標達成に向けた取組を着実に進めることが重要であり、本基本方針等を踏まえた今後の取組内容を具体化した「中期財政計画」を今夏に策定するとともに、中長期の経済財政の展望を示す。これらにより、財政健全化目標への道筋を明確にし、国民の安心や、国際社会、市場からの信認を確かなものとする。

2015 年度の目標達成に向けては、歳出面では、義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを行う。地方財政については、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映などPDCA を徹底し、歳出の無駄の排除、予算の重点化・効率化と政策税制の適正化を進める。さらに、2020 年度のプライマリーバランス黒字化に向けて、プライマリーバランスの対象となる歳出と歳入の対GDP 比の乖離を着実に解消していく必要がある。

また、経済成長を通じた税収増を図るとともに、税制抜本改革の実現について、昨年８月に成立した税制抜本改革法にのっとり、着実に取り組む。

<続き>

３．　主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（３）　地方行財政制度の再構築に向けて

① 基本的考え方

地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された歳出特別枠等も存置されているなど、地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている。必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、こうした危機対応モードから危機以前の状況、すなわち平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

そのためには、今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革するとともに、地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していくことが重要である。

② 重点的取組

（地方財政の健全化、自立促進）

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

−頑張る地方の支援−

・　地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の２つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続する。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の概要

１　地方税法の一部改正（第１条・第２条）

(1)　地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100 分の 25	１％	５％
平成 26 年４月１日～	63 分の 17	1.7%	８％
平成 27 年 10 月１日～	78 分の 22	2.2%	10%

(2)　引上げ分の地方消費税の使途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第１条第２項に規定する経費 ※ その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3)　引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する ※。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝１：１により按分）は変更しない。

２　地方交付税法の一部改正（第３条～第５条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成 26 年度	22.3%	1.40%
平成 27 年度	20.8%	1.47%
平成 28 年度～	19.5%	1.52%

３　その他

(1)　地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 19 条）

・　地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で３%程度かつ実質の経済成長率で２%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

・　税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

・　この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第１条及び第２条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前２項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2)　その他

その他所要の規定の整備等を行う。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

引上げ分（社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分）

○消費税　6.3%
　国分　4.90%
　交付税分　1.40%
○地方消費税　1.7%
（地方分3.10%）

○消費税　7.8%
　国分　6.28%
　交付税分　1.52%
○地方消費税　2.2%
（地方分3.72%）

消費税 2.3%

消費税（国分2.08%）
地方交付税分 0.22%※
地方消費税 0.7 %

地方分 0.92%

消費税 3.8%

消費税（国分3.46%）
地方交付税分 0.34%※
地方消費税 1.2 %

※平成27年度は0.29%

地方分 1.54%

現行分（国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない）

消費税 4 %

消費税（国分2.82%）
地方交付税分 1.18%
地方消費税 1 %

地方分 2.18%

現行

消費税（国分2.82%）
地方交付税分 1.18%
地方消費税 1 %

消費税率（国・地方）8%時（平成26年4月～）

消費税（国分2.82%）
地方交付税分 1.18%
地方消費税 1 %

消費税率（国・地方）10%時（平成27年10月～）

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

不交付団体

歳入（A）	**地方消費税増加額（1.2％分）** **２，１００億円** ※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。
歳出（B）	**社会保障関係費の増加額** **９００億円**

（A）－（B）＝**１，２００億円**

交付団体

歳入（A’）	**地方消費税増加額（1.2％分）** **１兆３，１００億円　①**
	臨時財政対策債の減少 **△５，３００億円　②**
	①＋②＝　７，８００億円

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

歳出（B’）	**社会保障関係費の増加額** **７，８００億円**

（A’）－（B’）＝**０**

注1：交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2：社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等（平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料（総務省、厚生労働省）等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して０．３４％程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」より

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第７条関係）

１　消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ　低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ　低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ　消費税法改正の施行（平成 26 年 4 月 1 日）からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ　消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ホ　消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

（１）消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

（２）中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

（３）取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

（４）競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

（５）適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

（６）消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

ヘ　取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ト　医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

チ　住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

リ　消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

ヌ　酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ル　酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ヲ　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ワ　燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成 24 年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを

行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

カ　自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

ヨ　印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2　個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　金融所得課税については、平成 26 年１月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ　給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ　年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ニ　個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（２）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

（１）税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

（２）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

（３）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

3　法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

4　資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

ロ　相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

5　地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ　税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

6　番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

7　国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

8　年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

富山県資料

軽減税率導入による税収への影響

※　平成25年1月24日　与党税制改正大綱（抄）
第一の2の（3）③その他消費税引上げに係る措置
イ　軽減税率
〇消費税率の10%引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。

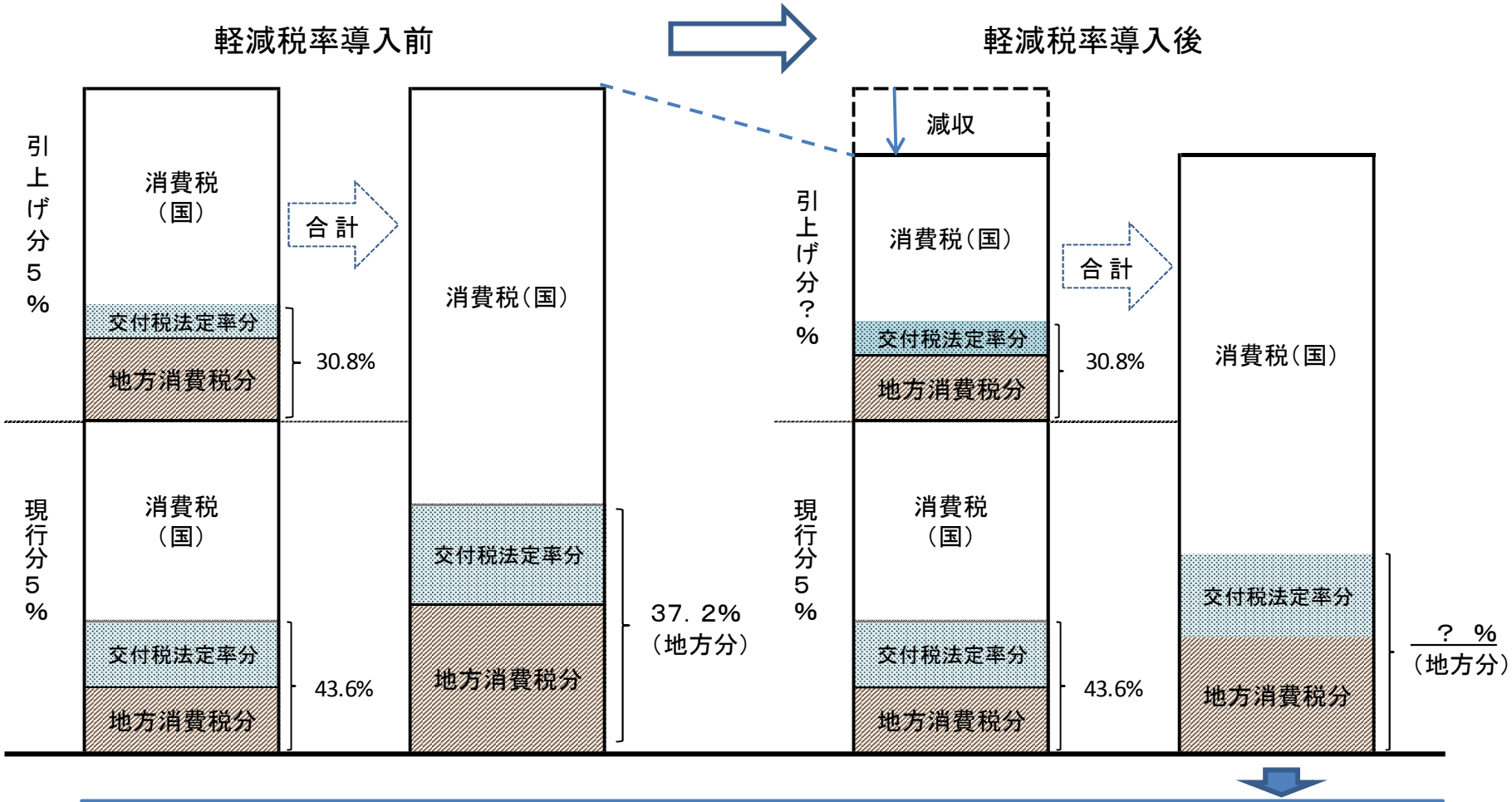

※　軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべき。

社会保障と税の一体改革関連法案に関する三党合意（抜粋） H24. 6. 15

【税制分野】

▽第７条（消費税率引き上げに当たっての検討課題等）について

消費税率の引き上げに当たっては、低所得者に配慮した施策を講ずることとし、以下を確認する。

（１）「低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含めさまざまな角度から総合的に検討する」旨の条文とする。

また、「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含めさまざまな角度から総合的に検討する」旨の条文とする。

（２）簡素な給付措置については、「消費税率（国・地方）が８％となる時期から低所得者に配慮する給付付き税額控除等および複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的および臨時的な措置として実施する」旨の条文とする。

その内容については、真に配慮が必要な低所得者を対象にしっかりとした措置が行われるよう、今後、予算編成過程において、立法措置を含めた具体化を検討する。簡素な給付措置の実施が消費税率（国・地方）の８％への引き上げ条件であることを確認する。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

第７条（税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について）第１号『消費課税について』 に反映

平成25年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一　平成25年度税制改正の基本的考え方

２　社会保障・税一体改革の着実な実施（3）消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

○ 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。

○ そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。

○ 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。

○ 協議すべき課題

・対象、品目

・軽減する消費税率

・財源の確保

・インボイス制度など区分経理のための制度の整備

・中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解

・その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

目　的

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

概　要

第１ 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

大規模小売事業者による買いたたき等の禁止、転嫁拒否の行為に対する検査・指導等

第２ 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講ずる。

消費税を転嫁していない旨の表示等の禁止

第３ 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

総額表示義務の特例措置

第４ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

適用除外となる共同行為の例　統一的な価格表示方法の決定など

＜政令で定める日から施行し，平成29年3月31日限りでその効力を失う＞

国等の責務

１．国民に対する後方の徹底　　２．通報した者の保護等に関する万全の措置
３．調査、監視を行うための万全な態勢の整備

地方消費税増加額の基準財政収入額への算入率について

A県	B県
◎従来分 【歳出】2,000億円 【歳入】地方税1,500億円、地方交付税500億円	◎従来分 【歳出】2,000億円 【歳入】地方税1,000億円、地方交付税1,000億円
◎社会保障と税の一体改革 【社会保障歳出】＋100億円 【地方消費税収】＋150億円	◎社会保障と税の一体改革 【社会保障歳出】＋100億円 【地方消費税収】 ＋50億円

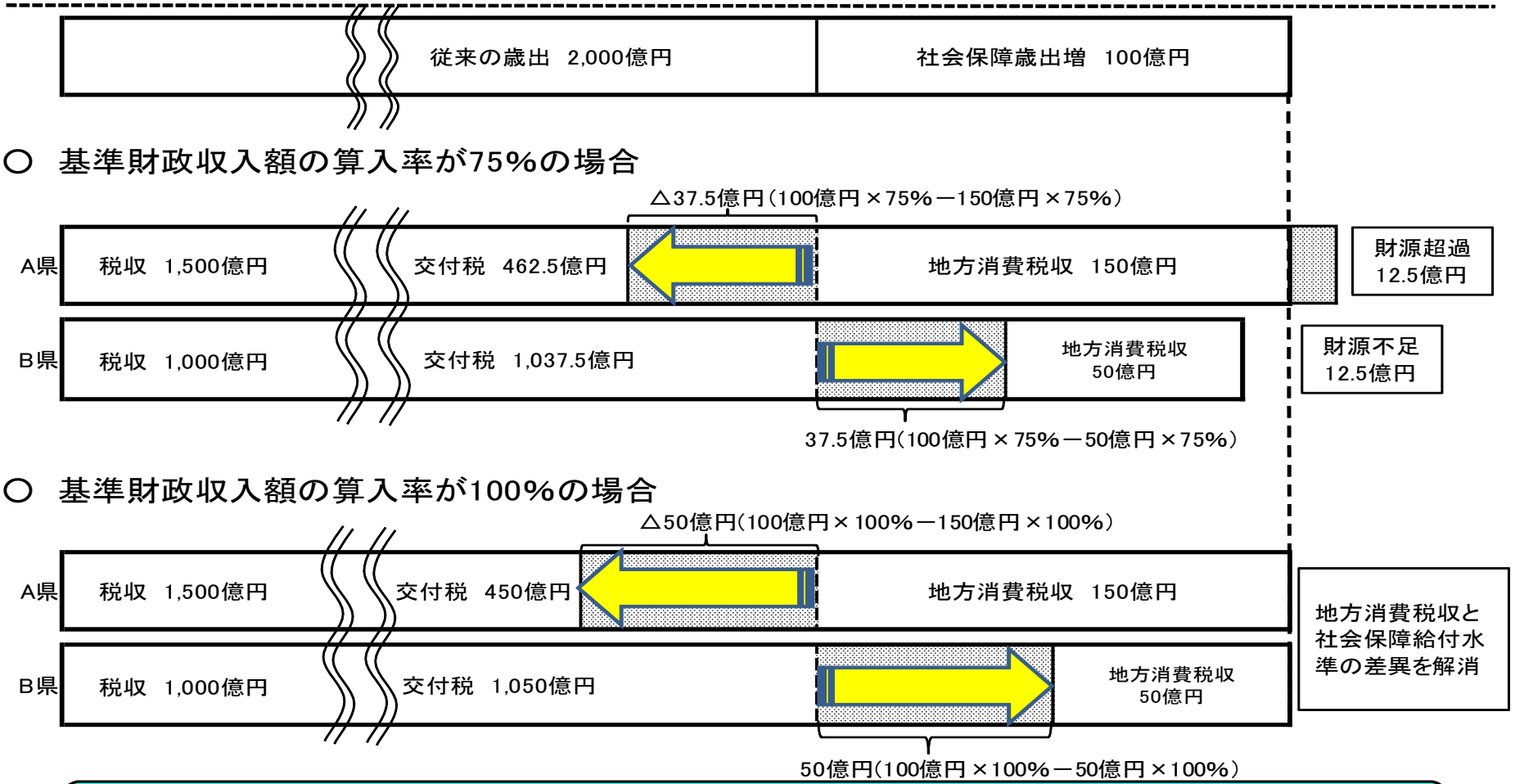

基準財政収入額算入率を100%（現行：75%）に引き上げることによって、
全ての地方公共団体の社会保障財源を確保

三位一体改革への対応

国庫補助金負担の改革に伴う地方負担額を全額基準財政需要額に算入し、税源移譲による増収額を100%基準財政収入額に算入することにより、財政力の格差が拡大しないよう確実に交付税で調整

※平成18年度は所得譲与税として税源移譲、平成19年度以降は所得税から個人住民税への税源移譲

【改革前の姿】

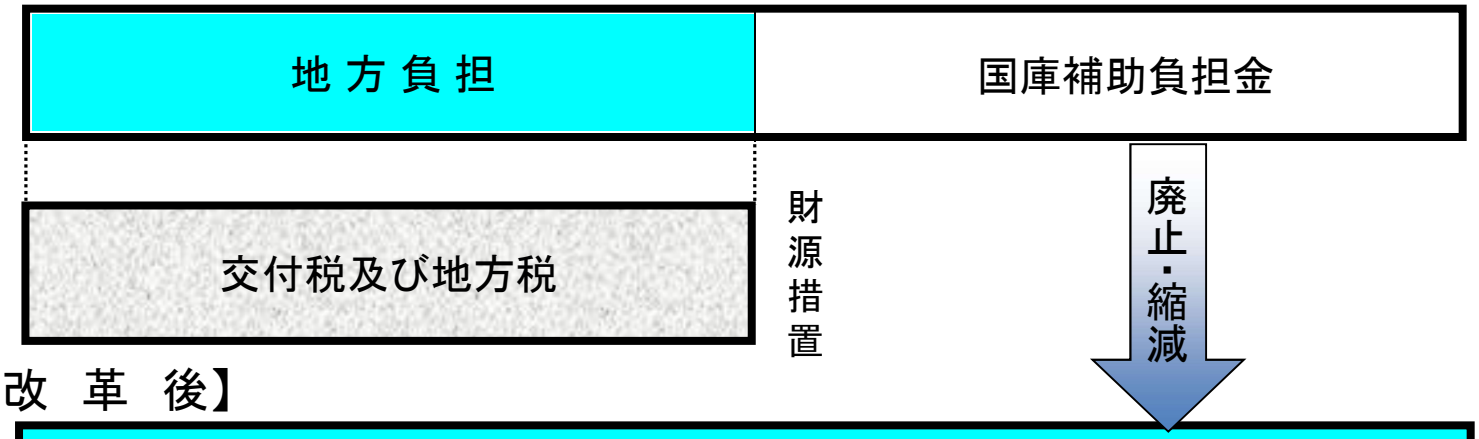

【改　革　後】

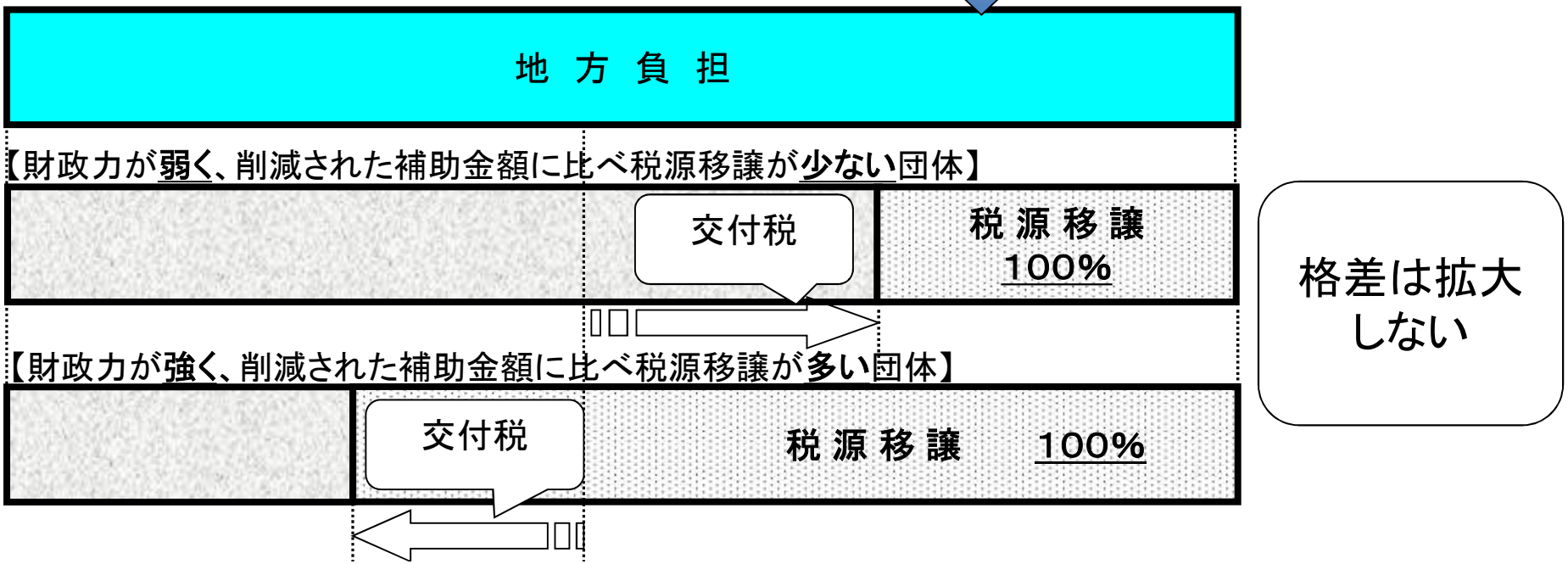

引上げ後の地方消費税の清算方法について

	区　分	使　途	交付基準又は清算基準
市町村	地方消費税交付金 都道府県税収(清算後)の1／2を交付	現行分(1%分) 一般財源	人口 1／2 従業員数 1／2
		引上げ分(1．2%分) **社会保障財源**	人口 【社会保障財源化に伴い全額人口で按分】
都道府県	地方消費税 「消費に相当する額」により都道府県間で清算	現行分(1%分) 一般財源	消費に相当する額 小売年間販売額 サービス業対個人事業収入額 6／8 人口 1／8 従業員数 1／8
		引上げ分(1．2%分) **社会保障財源**	

社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、「消費に相当する額」の算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべき。

地方消費税の清算について

○地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させる仕組み。

○清算は、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

地方消費税の清算基準に関する研究会報告書（抜粋）H20.4 (財)地方自治情報センター

○ 『最終消費』代替指標としての人口

・ 清算基準の基礎となる『最終消費』の算出に際し、統計で把握できるものは統計を用いることを原則としつつ、正確に都道府県ごとの『最終消費』が把握できないものについては、ドイツで採られているように消費代替指標として『人口』を用いることも理論的には十分合理的な考え方である。

○ 供給サイドの統計の利用

・ 現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費の額を把握する需要サイドの数値との間にはズレがある。

・ このズレは正確に補正することができないことから、清算基準に反映させるためには…（次の）方向性が考えられる。

○ 正確なズレは統計で把握できないことを踏まえ、『居住地』における消費を代替する指標として人口が考えられることから、統計でカバーする範囲を狭め、人口で清算する範囲を広げることにより対応するという考え方

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人特別税・譲与税のイメージ

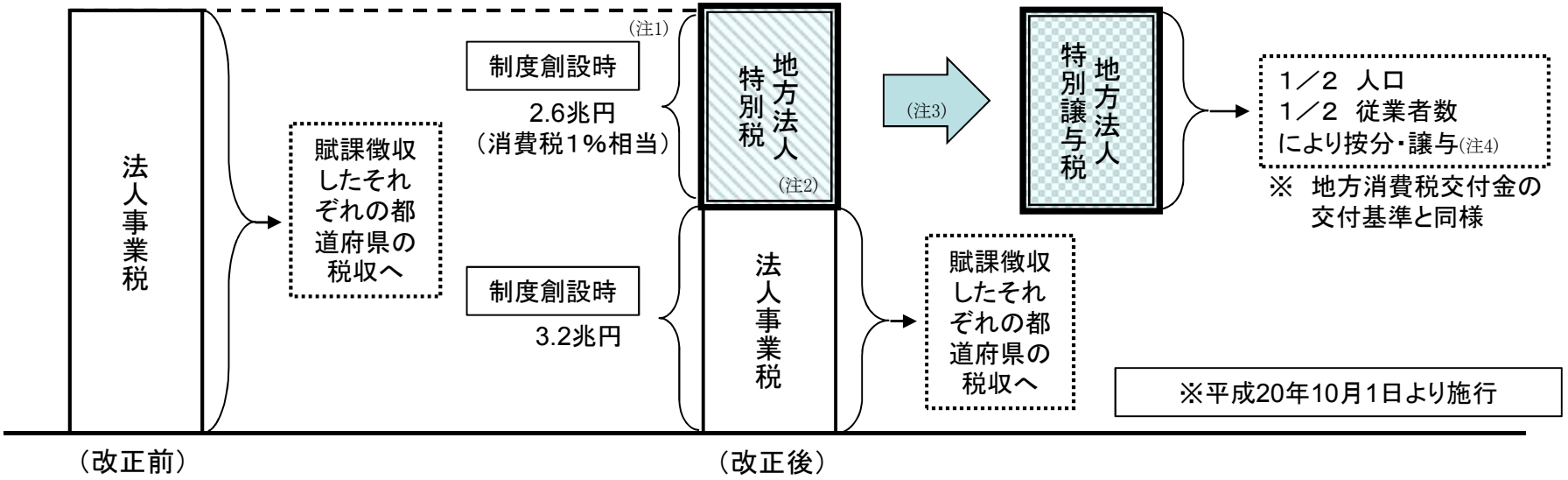

（注）１　制度創設（平成20年度改正）時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模（平年度化後）。なお、平成23年度当初の税収見込をもととした場合は、その規模は1.6兆円（平年度化後）に縮小すると見込まれる。

２　地方法人特別税（国税）は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。

３　地方法人特別税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）。

４　都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

平成23年度地方法人特別譲与税による影響額実績

※地方法人特別税は、平成23年２月から平成24年１月までに国に払い込まれた額。
※地方法人特別譲与税は、平成23年度５月、８月、11月、２月期の譲与額の合計。（東京都は加算額46億円を含む。）

（単位：億円）

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B－A＝C
北海道	431	643	212
青森県	90	158	68
岩手県	88	155	67
宮城県	234	279	44
秋田県	67	127	60
山形県	82	139	57
福島県	201	239	38
茨城県	338	346	8
栃木県	225	240	15
群馬県	219	242	23
埼玉県	574	770	196
千葉県	541	651	110
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510
神奈川県	905	991	86
新潟県	261	287	26
富山県	132	137	5
石川県	143	145	3
福井県	131	100	▲ 31
山梨県	137	103	▲ 34
長野県	197	260	63
岐阜県	224	247	23
静岡県	492	463	▲ 29
愛知県	1,055	933	▲ 121
三重県	223	221	▲ 2

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B－A＝C
滋賀県	204	166	▲ 38
京都府	310	314	4
大阪府	1,296	1,130	▲ 166
兵庫県	557	635	78
奈良県	75	145	71
和歌山県	82	114	32
鳥取県	46	69	23
島根県	65	86	20
岡山県	209	228	18
広島県	344	348	5
山口県	158	170	13
徳島県	105	91	▲ 14
香川県	125	121	▲ 5
愛媛県	158	167	9
高知県	46	87	40
福岡県	425	600	175
佐賀県	86	100	14
長崎県	109	163	54
熊本県	136	206	70
大分県	100	140	40
宮崎県	88	130	42
鹿児島県	113	196	83
沖縄県	99	155	56
合計	15,427	15,427	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査）及び
　従業者数（5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査）で按分。
※四捨五入により計が一致しないところがある。

人口一人当たりの税収額の指数（平成23年度決算額）

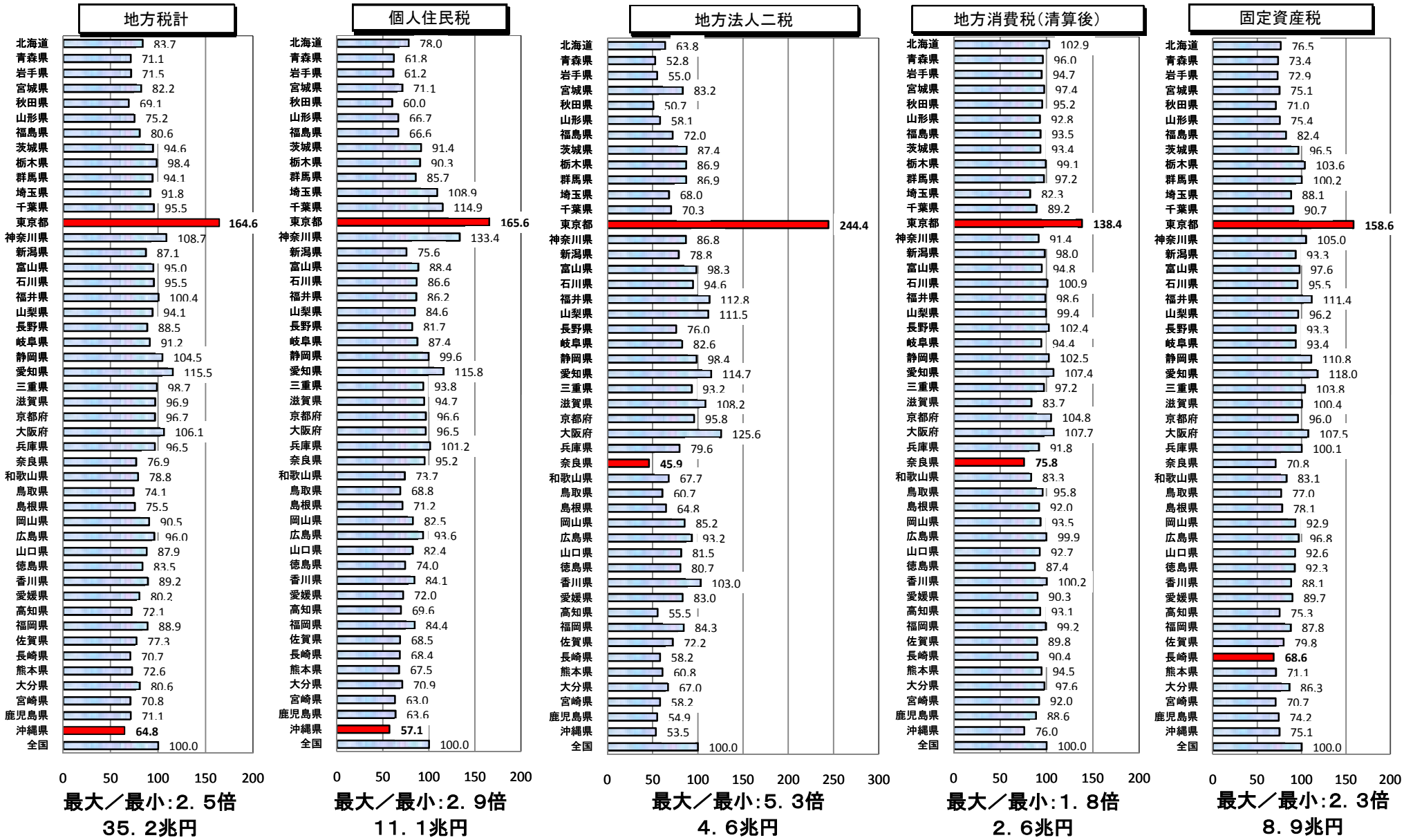

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
（注1） 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
（注2） 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税(均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
（注3） 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
（注4） 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
（注5） 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

※　H25.3.21 都道府県・指定都市担当課長説明会　内閣官房資料

社会保障・税番号制度の概要

基本理念

○　個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

○　市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
○　**個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
○　番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

○　市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
○　①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ＩＣチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

○　番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
○　**特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
○　情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
○　国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み**（マイ・ポータル）の提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

○　国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第56条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

○　法施行後３年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
○　法施行後１年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

※　社会保障・税番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の場（H25.6.24）内閣官房資料をもとに作成

番号法施行に向けた当面のスケジュール（案）

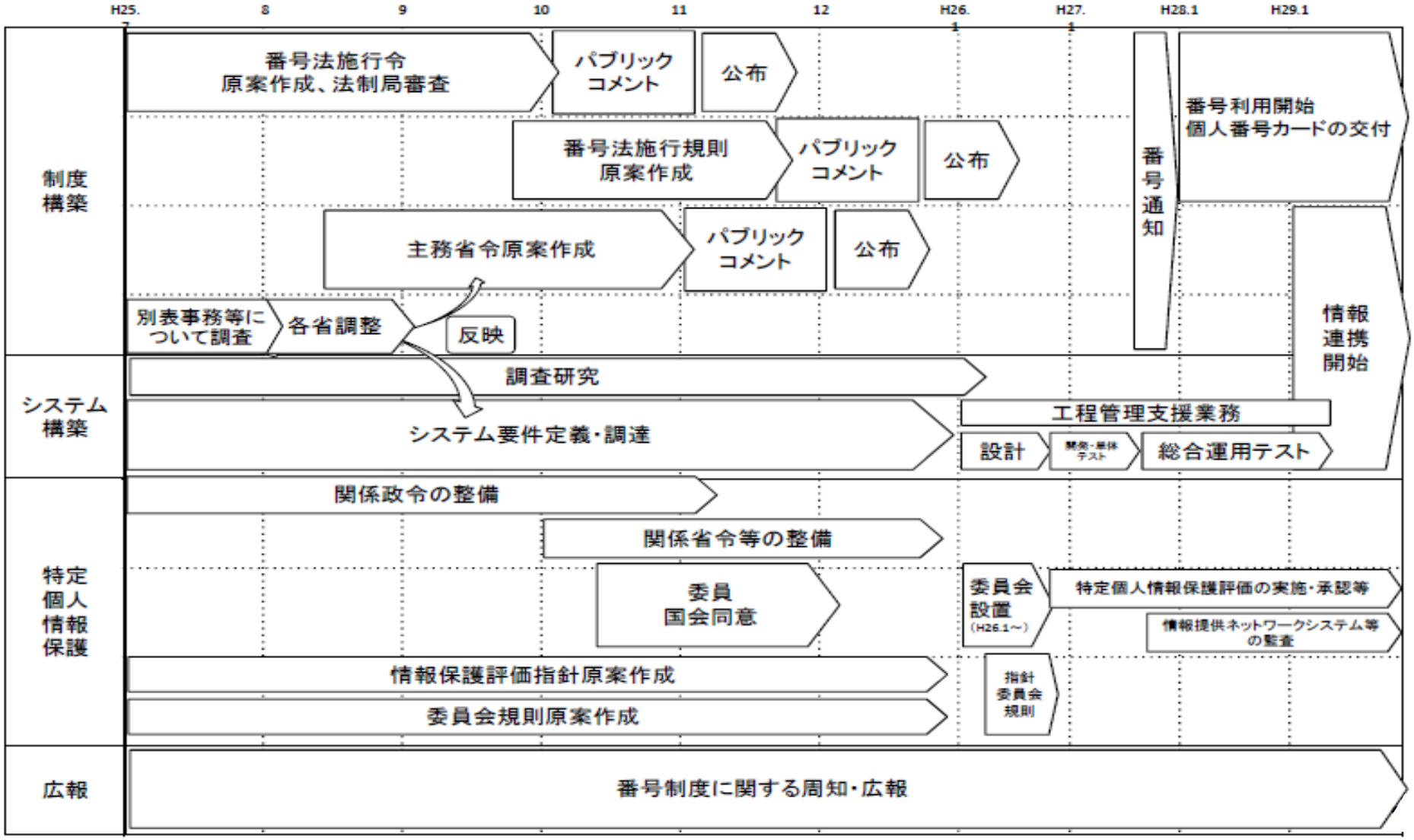

※　法附則第6条
　政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

番号制度の導入に伴う費用（見込額）

全国知事会情報化推進PT（内閣官房資料）より作成

○新規に必要なシステム　約350億円

- 付番関連システム（個人番号、法人番号）……約160億円
- 情報提供ネットワークシステム
- マイ・ポータル
- 特定個人情報保護委員会システム

……約190億円

○既存システムの改修等　精査中（最大約2350億円）

各機関における個人番号や法人番号を処理するためのシステム改修は毎年の制度改正に対応したシステム改修や定期的なシステムリプレイスと併せて対応する必要がある。

- 国の業務システム
  - 年金システム……精査中（最大約186億円）
  - ハローワークシステム……精査中（最大約155億円）
  - 労災システム……精査中（最大約26億円）
  - 国税システム……精査中（最大約380億円）
- 地方公共団体の業務システム
  - 社会保障システム……精査中（最大約900億円）
  - 住基システム
  - 地方税システム
  - 地方公共団体の情報連携対応

……精査中（最大約700億円）

○その他

- 通知カード……精査中
- 個人番号カード……精査中

システム導入・改修費　約2,700億円……上記の合計（うち地方公共団体分は約1,600億円）
〃　運用費　約270～400億円……（一般論として）導入費用の10～15%（参議院内閣委員会大臣答弁）

平成25年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

２ 社会保障・税一体改革の着実な実施（3）消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第７条第１号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

（イ）自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税８%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

（ロ）消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26 年度税制改正で具体的な結論を得る。

（イ）エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税８%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。

（ロ）自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

平成25年度与党税制改正大綱に対する地方六団体共同声明（抜粋）

「平成25年度与党税制改正大綱」について＜平成25年1月24日　地方六団体＞

１ 自動車取得税について

自動車取得税については、消費税８％の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うことは明記する一方、その代替財源については、消費税10%段階で自動車税において新たな課税を実施するなど、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されているものの、その具体的な措置が明記されなかったことは、誠に遺憾である。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成 21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源となっており、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成26年度税制改正に向けた検討に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方税又は少なくとも地方譲与税による安定的な税財源を確保するべきであり、この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止するべきではないことを強く求める。

平成25年1月24日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本 教和
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	関谷　博
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	髙橋　正

自動車取得税・自動車重量税と地方財政

※H25.5.31 第1回 自動車関係税制のあり方に関する検討会 資料をもとに作成

○　自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、半分強（５，０００億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。

	平成23年度決算		（参考）平成19年度決算（エコカー減税導入前）	H23－H19 差引
＜自動車重量譲与税＞				
自動車重量税（国税）	７，５５１億円	407/1,000 → （市町村分）３，０７３億円	３，６９２億円	約▲６２０億円
＜自動車取得税交付金＞				
自動車取得税（都道府県税）	１，６７８億円	95/100×7/10 → （市町村分）１，１５３億円	２，９６０億円	約▲１，８１０億円
		＋（指定市管理の国県道分）【（都道府県分） ５２５億円】	【１，２８７億円】	約▲７７０億円
計	９，２９９億円			
⑲決算	１５，３４５億円	▲６，０４６億円	**地方財源　４，７５１億円（うち都道府県分　５２５億円）（うち市町村分　４，２２６億円）**	**計 ７，９３９億円（１，２８７億円）（６，６５２億円）**	約▲３，２００億円（約▲７７０億円）（約▲２，４３０億円）

地方における道路関係費の財源構成（H22決算）

富山県試算

都道府県

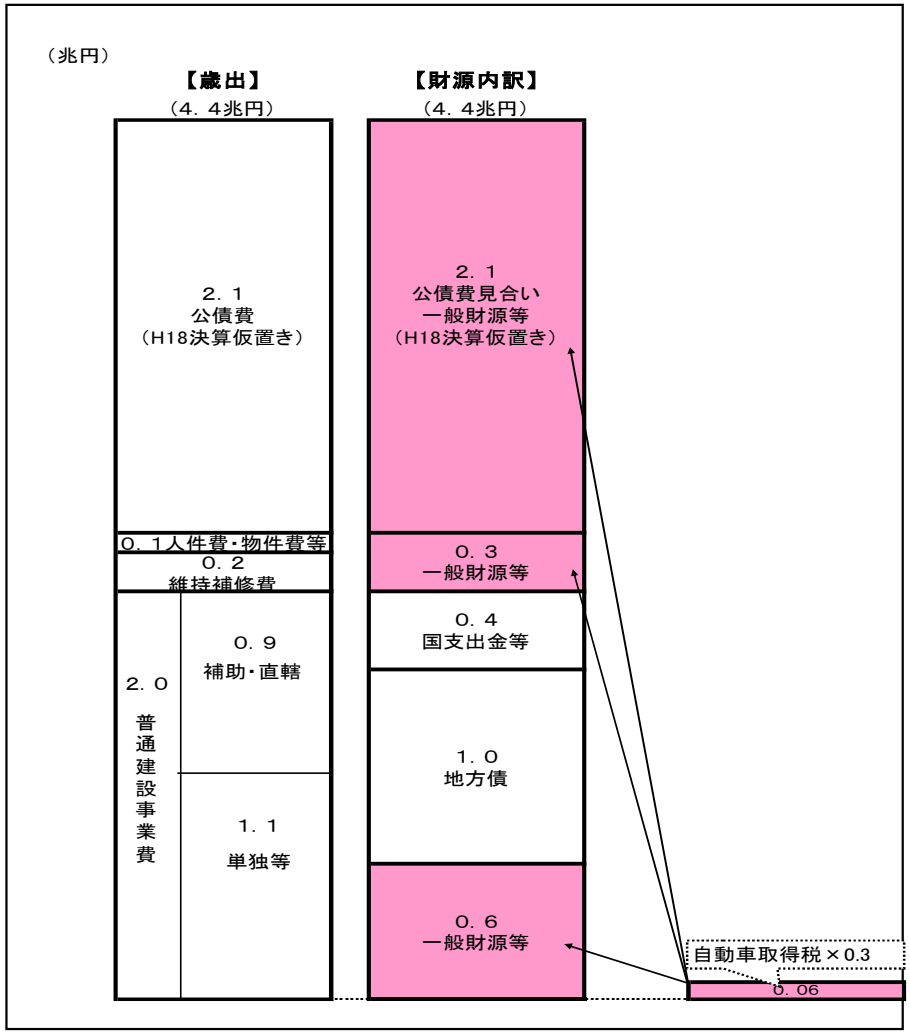

市町村

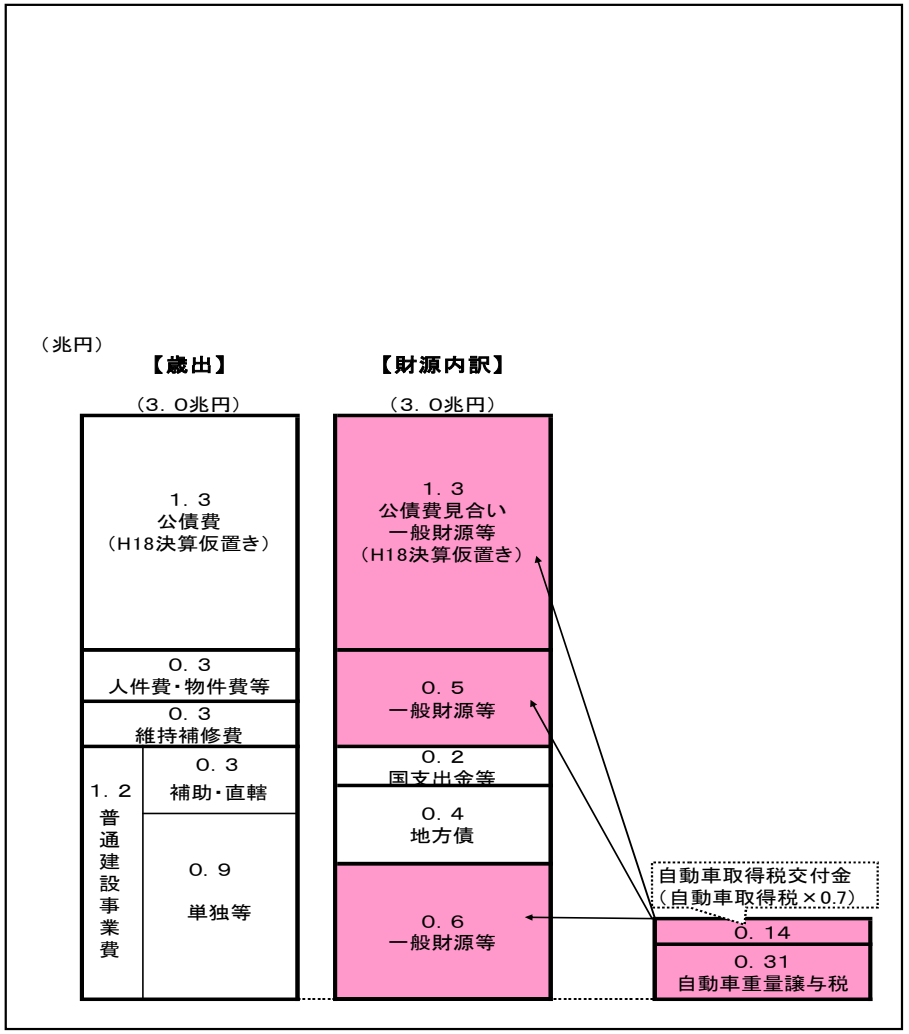

※　政府・与党において、平成20年12月8日に「道路特定財源の一般財源化等について」が決定され、平成21年度から実施された。

（注1）表示単位未満の四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合がある。

（注2）純計操作のため、都道府県から市町村への普通建設事業費補助金を都道府県決算から控除している。

（総務省資料、「地方財政統計年報」より作成）

国税・地方税の税収内訳（平成25年度予算・地方財政計画額）

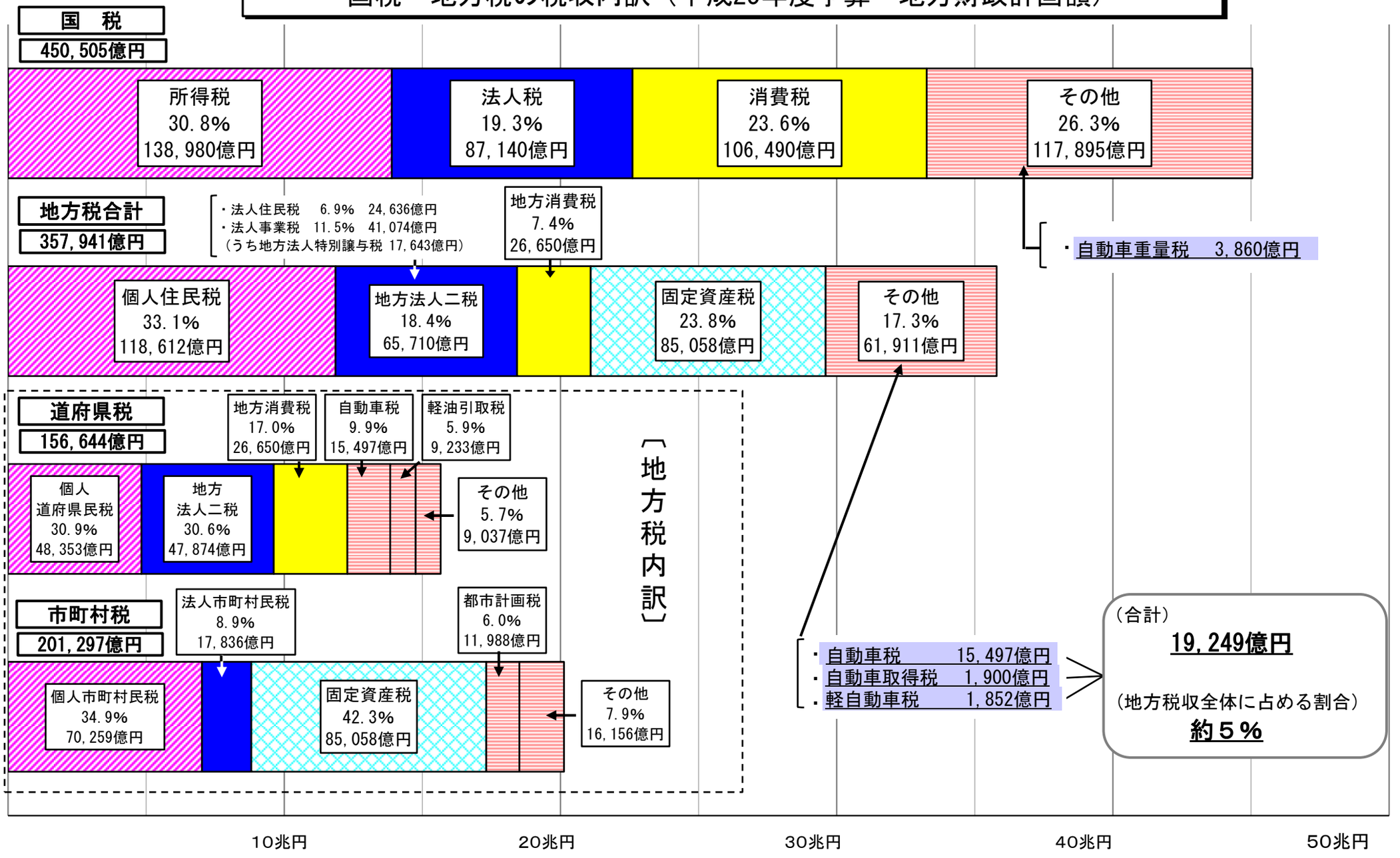

（注）１　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
　　２　国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
　　３　国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

地球温暖化対策のための税

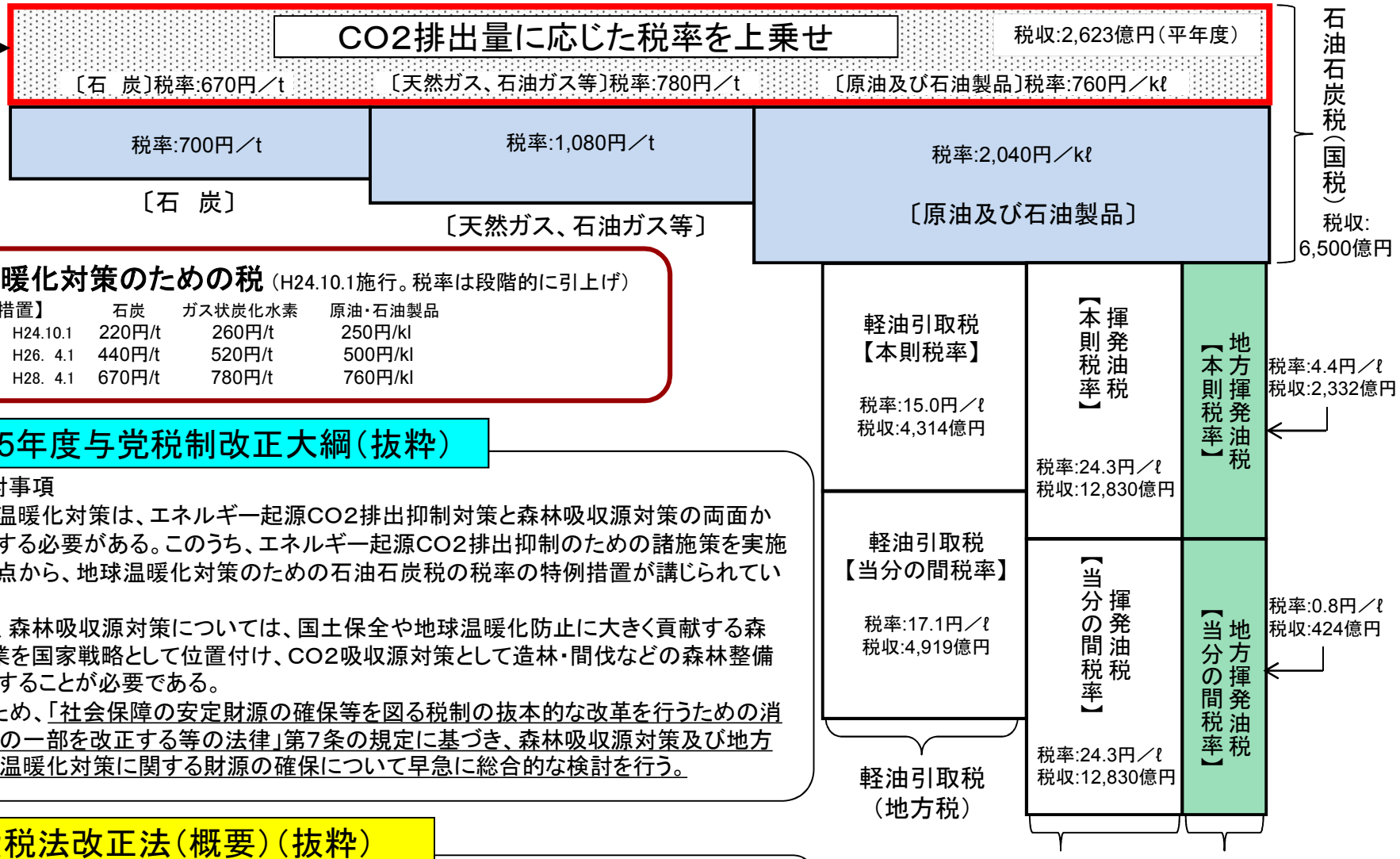

地球温暖化対策のための税（H24.10.1施行。税率は段階的に引上げ）

【経過措置】	石炭	ガス状炭化水素	原油・石油製品
H24.10.1	220円/t	260円/t	250円/kl
H26. 4.1	440円/t	520円/t	500円/kl
H28. 4.1	670円/t	780円/t	760円/kl

平成25年度与党税制改正大綱（抜粋）

第三　検討事項

10　地球温暖化対策は、エネルギー起源CO2排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO2吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

消費税法改正法（概要）（抜粋）

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

1　消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

ヲ　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

※税収は、地球温暖化対策のための税を除き、
平成25年度予算・地方財政計画ベース

平成22年10月28日政府税調提出資料

地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計　約1兆6,400億円

（都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円）

CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	**約1兆1,400億円**
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	**約4,700億円**
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	**約300億円**
合計	**約1兆6,400億円**

※　総務省が予算額を調査し作成したもの。

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計　約1兆1,284億円

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	**5,029億円**
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	**3,405億円**
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	**2,167億円**
基盤的施策など	**683億円**
合計	**1兆1,284億円**

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

法人所得課税の実効税率の国際比較

（2012年4月現在）

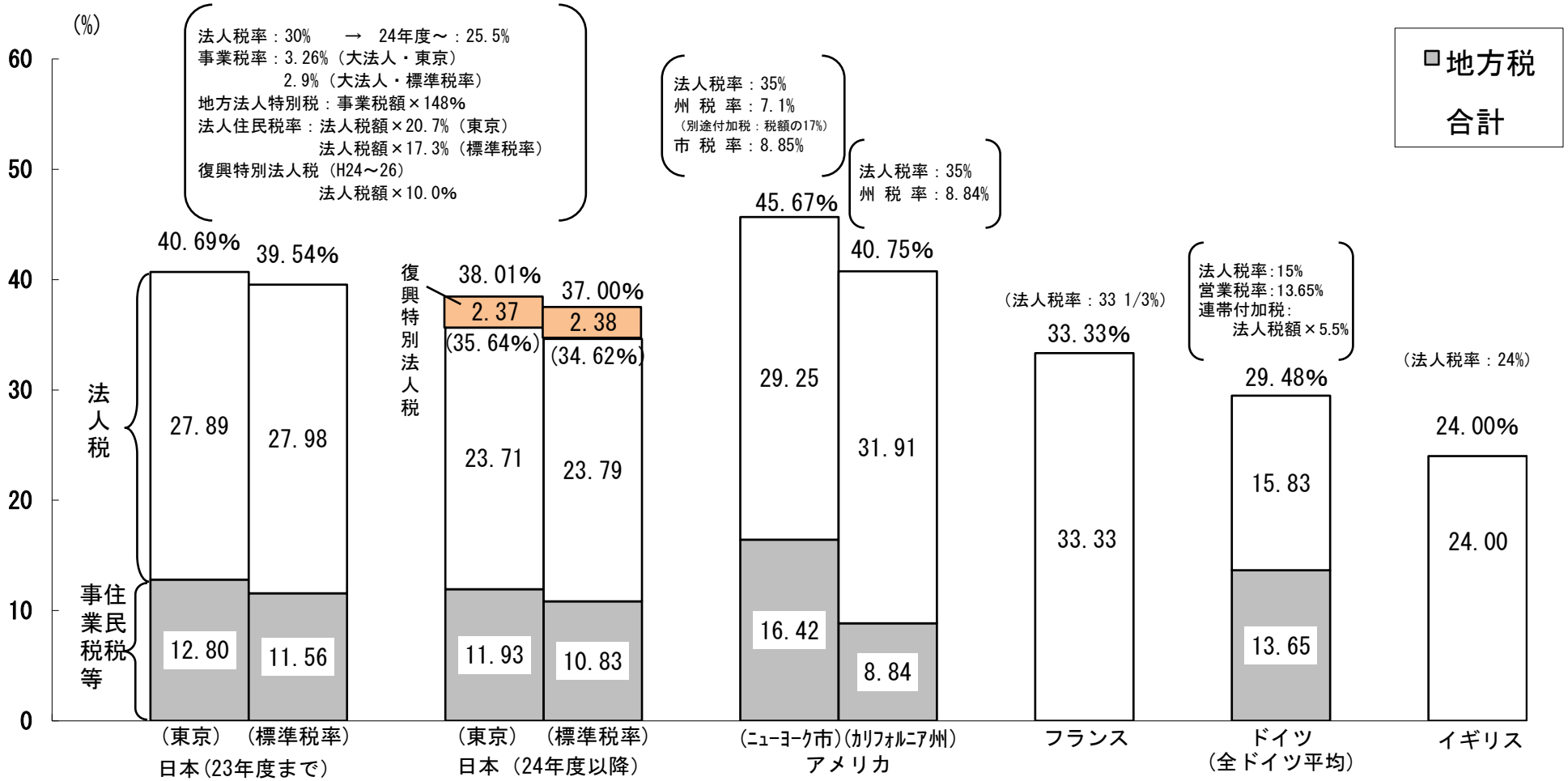

出典：財務省ホームページをもとに作成。

（注）１　日本の実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率を合計したものであり、資本金１億円超の法人の税率である。

２　アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。

３　フランスでは、法人所得課税のほか、法人概算課税及び国土経済税（地方税）等が課税される。

４　ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「地方税」は、全ドイツ平均（賦課税率388%）である。ドイツの「国税」のうち、法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税であり、「地方税」である営業税は、営業収益を課税標準とする市町村税である。

平成25年度地方財政計画のポイント

1. 通常収支分

（1）一般財源総額について平成24年度と同水準を確保

一般財源総額	59.8兆円（前年度	59.6兆円）
・地方税	34.0兆円（ 同	33.7兆円）
・地方譲与税・地方特例交付金	2.5兆円（ 同	2.4兆円）
・地方交付税	17.1兆円（ 同	17.5兆円）
・臨時財政対策債	6.2兆円（ 同	6.1兆円）

（2）地方公務員給与費の臨時特例

平成25年７月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与関係経費を削減

・給与削減額　　0.9兆円

（3）防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応

防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

・全国防災事業費（地方負担分）　　0.1兆円
　※東日本大震災分（全国防災事業）に計上
・緊急防災・減災事業費　　0.5兆円
・地域の元気づくり事業費　　0.3兆円
　※算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

（参考）

平成24年度補正予算において、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を創設　　1.4兆円

2. 東日本大震災分

（1）震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

地方交付税等総額（当初）の推移

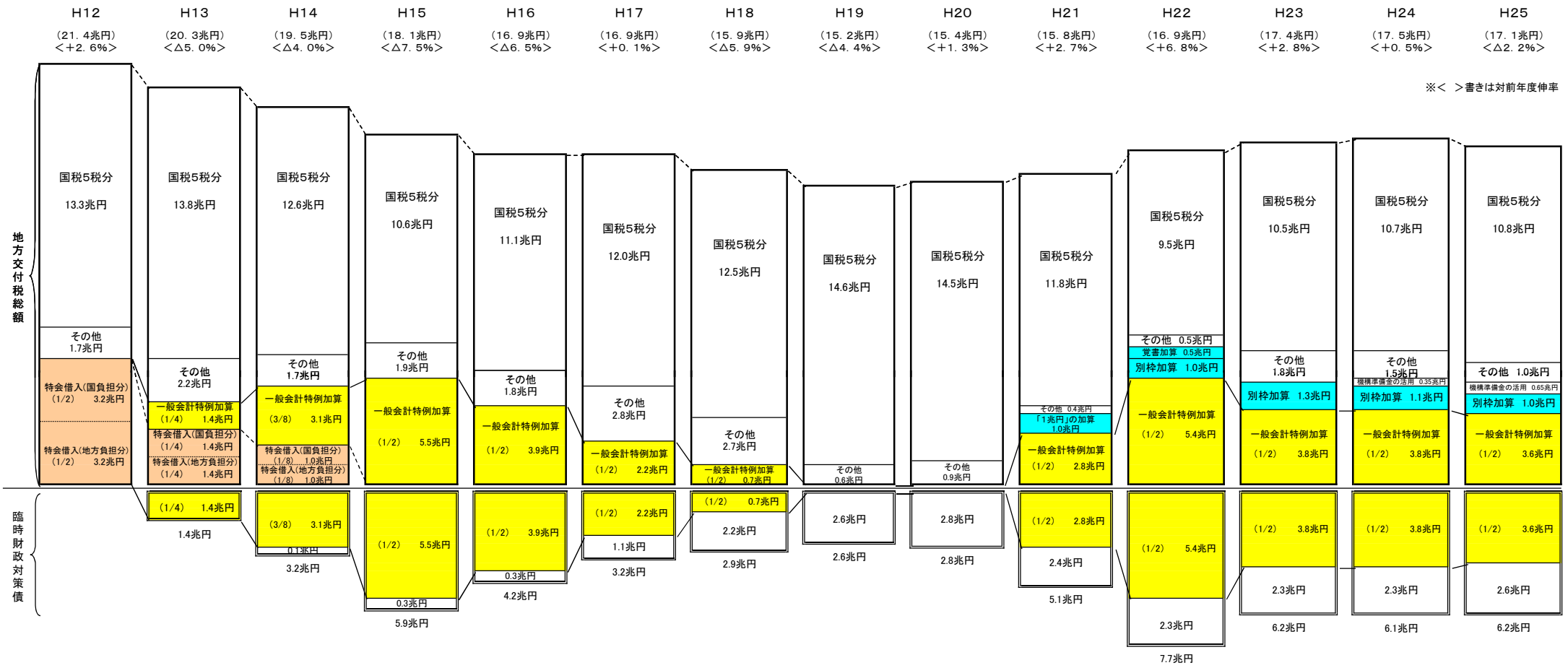

地方交付税と臨時財政対策債の合算額	(21.8兆円) <+1.8%>	(22.8兆円) <+4.5%>	(23.9兆円) <+5.1%>	(21.1兆円) <△12.0%>	(20.1兆円) <△4.5%>	(18.8兆円) <△6.5%>	(17.8兆円) <△5.2%>	(18.2兆円) <+2.3%>	(21.0兆円) <+15.10%>	(24.6兆円) <+17.3%>	(23.5兆円) <△4.3%>	(23.6兆円) <+0.2%>	(23.3兆円)

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が位置しない箇所がある。

歳出特別枠・別枠加算の推移

１．地方財政計画における歳出特別枠

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000	―	―
地域雇用創出推進費	―	5,000	―	―	―	―
地域活性化・雇用等対策費	―	―	9,850	12,000	―	―
地域経済基盤強化・雇用等対策費	―	―	―	―	14,950	14,950
計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950

２．地方交付税の別枠加算

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
別枠加算（※）	―	10,000	14,850	12,650	10,500	9,900

（※）既往法定加算等及び臨時財政対策特例加算とは別枠でなされる、地方の財源不足の状況等を踏まえた加算。

平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明（抜粋）

◎平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明＜平成25年1月27日　地方六団体＞

２．そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。

我々地方六団体は、国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう、強く求める。本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないよう強く求める。

３．また、自公政権下において地方分権改革推進委員会から3.5 万人の国家公務員の削減勧告がなされたことも踏まえ、国において早急かつ抜本的に地方並みの定数削減を断行すべきである。

その上で、公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に「国と地方の協議の場」等において十分協議することを求める。

平成25年1月27日

地方六団体

全国知事会会長	山田　啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本　教和
全国市長会会長	森　　民夫
全国市議会議長会会長	関谷　博
全国町村会会長	藤原　忠彦
全国町村議会議長会会長	髙橋　正

頑張る地方応援プログラムの交付税措置額の算定（１／２）

◎H19総務省資料＜抜粋＞

（２）地方交付税による支援措置（3,000億円程度（平成19年度 2,700億円程度））

①プロジェクトの取組に対する支援

市町村がプロジェクトに取り組むための経費について、特別交付税措置（500億円程度）

各市町村の単年度上限額は、3,000万円に下記の財政力補正係数を乗じた数値。3年間措置

財政力指数	1.0以上	0.8以上1.0未満	0.8未満
財政力補正係数	0.50	0.75	1.00

②「頑張り」の成果に対する支援

以下の成果指標が全国平均以上に向上した市町村・都道府県に対し、普通交付税の割増措置（2,200億円程度）

- 行政改革指標
- 農業産出額
- 製造品出荷額
- 事業所数
- 出生率
- 転入者人口
- 小売業年間商品販売額
- 若年者就業率
- ごみ処理量

●割増措置の基本的考え方

○各成果指標の変化率が全国平均以上の団体を割増

○条件不利地域に配慮
- 「指定都市等」・「一般市」・「町村」にグループ分けを行い、各グループごとに全国平均以上の団体を割増
- 全国平均以上に歳出を削減している過疎・離島の市町村について、さらなる割増

○「過去の頑張り」を反映
成果指標の変化率が全国平均を下回る場合でも、成果指標の絶対値が全国平均よりも良好な場合は、割増

【割増措置のイメージ例】

行政改革指標の場合
- 過去3年の歳出の削減率
- 地方税の徴収率

これらの指標が全国平均を上回った場合・・・ ⇒ 基準財政需要額の割増

頑張る地方応援プログラムの交付税措置額の算定（２／２）

◎H19総務省資料＜抜粋＞

③企業立地促進法に基づく地方交付税措置（300億円程度）

ア　減収補てん措置（普通交付税）

企業立地計画に従って企業立地を行った事業者に対し、都道府県（財政力指数0.46未満）、市町村（同0.67未満）が、地方税の課税免除又は不均一課税を行う場合において、普通交付税により減収額を補てん

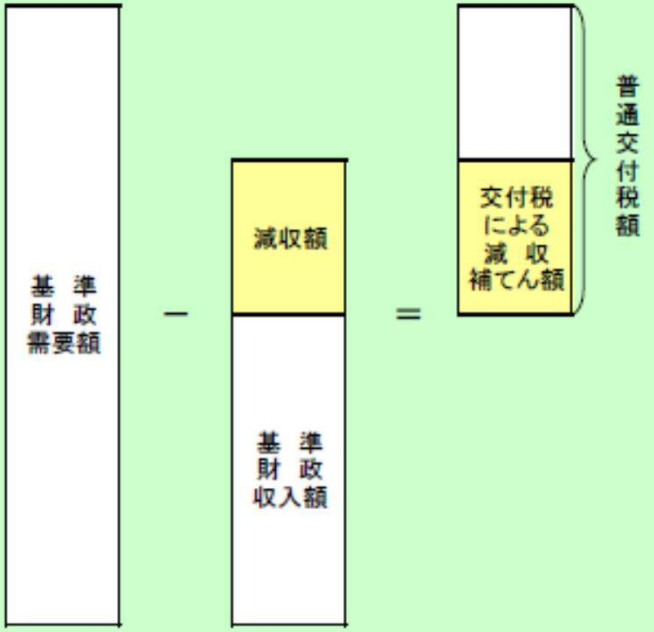

イ　税収増に対する措置（特別交付税）

企業立地計画等に従って企業立地・事業高度化を行った事業者による市町村の税収増に対して、その5%相当分について企業誘致に関連して必要となる財政需要として特別交付税により措置

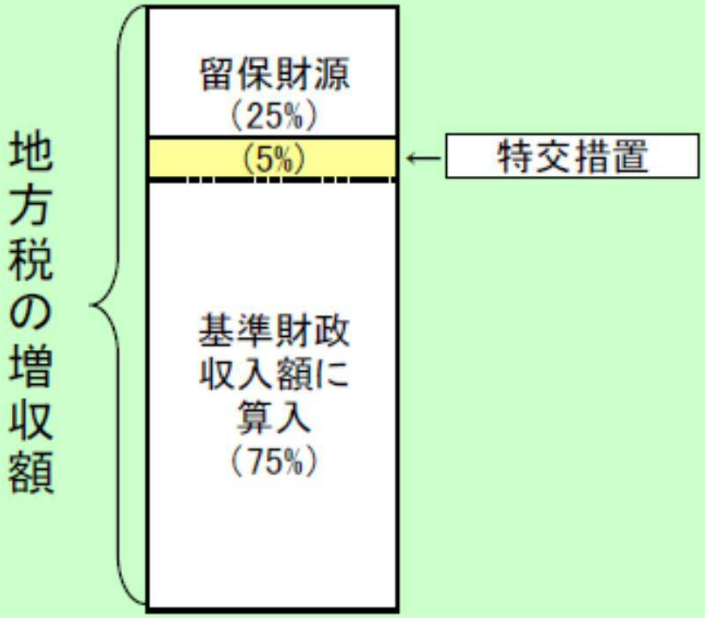

復興財源フレームの見直し

27年度までの復興財源フレームを見直し、25年度を含め今後の事業費が**19兆円を上回る部分について、郵政株式売却益等の6兆円程度を充てる**こととし、被災地の方々の安心を確保。

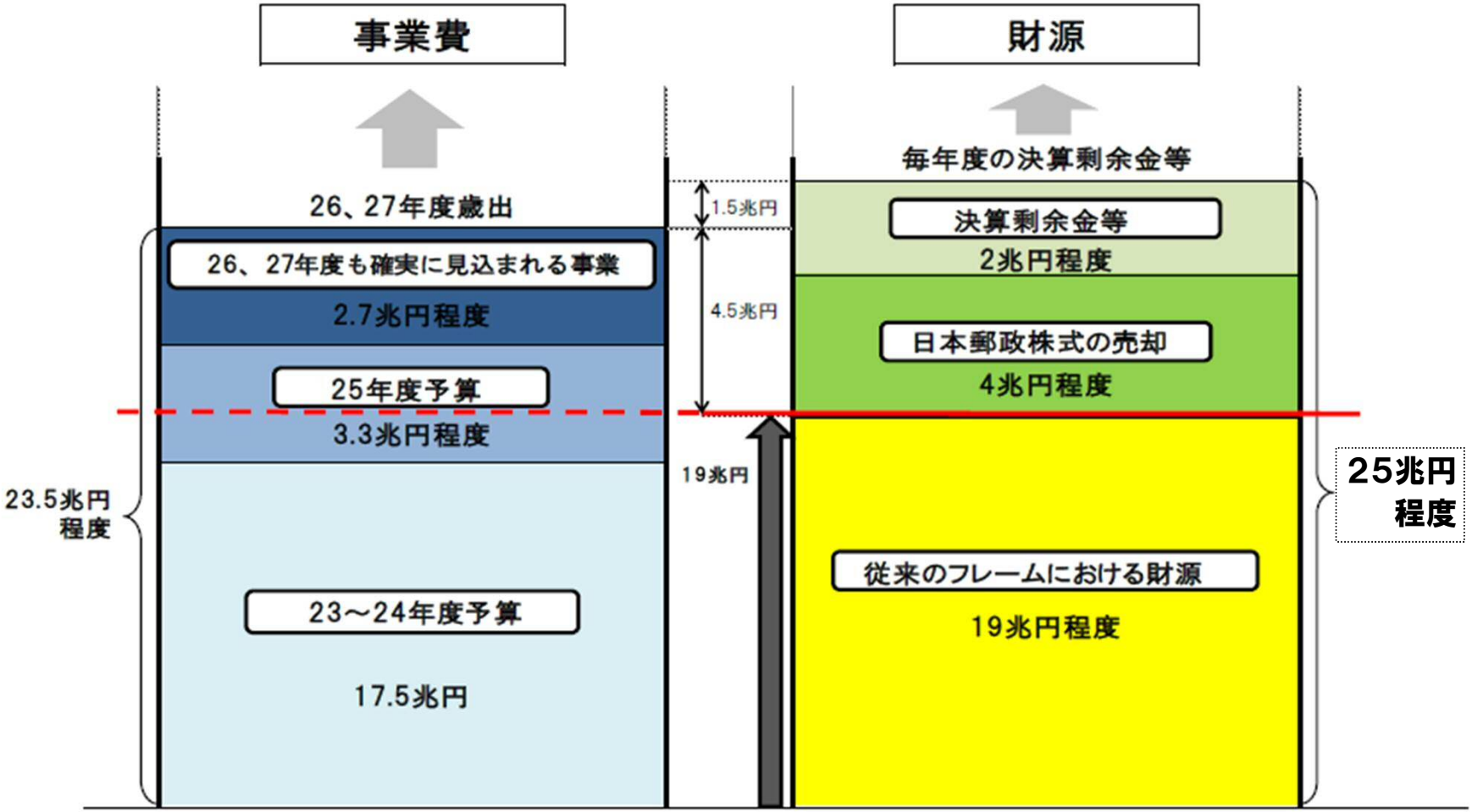

（出典：財務省資料）

各種交付金による基金一覧

（単位：億円）

	基　　金　　名　等	事業期間（見直し後）	国予算総額						合 計
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	
			2次補正	1次補正 2次補正	予備費 １次補正	1次補正 3次補正 4次補正	当初 予備費 1次補正	当初	
1	地方消費者行政活性化基金	H21～25	150	110			65	5	330
2	安心こども基金	H20～25	1,000	1,700	1,000	1,270	1,811		6,781
3	介護職員処遇改善等臨時特例基金	H21～25		4,773			117		4,890
4	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～25		2,495	639		396		3,530
5	地域自殺対策緊急強化基金	H21～25		100	8	37	30		175
6	緊急雇用創出基金（※１）	H21～25	1,500	4,500	2,000	2,000	1,800		11,800
7	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（※２）	H21～25		1,062		27	97		1,186
8	地域医療再生臨時特例基金（※２）	H21～25		3,100	2,100		500		5,700
9	医療施設耐震化臨時特例基金（※２）	H21～25		1,222		167	406		1,795
10	高校生修学支援基金	H21～26		486		599			1,085
11	森林整備加速化・林業再生基金	H21～26		1,238	155	1,443	915		3,751
12	海岸漂着物地域対策推進基金	H25～26					100		100
13	再生可能エネルギー等導入推進基金	H24～28					121	245	366

合　計		41,489

（※１）起業支援型地域雇用創造事業については、Ｈ２５までに開始した事業はＨ２６まで実施可能。
（※２）Ｈ２５までに開始した事業は、事業完了まで実施可能

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し

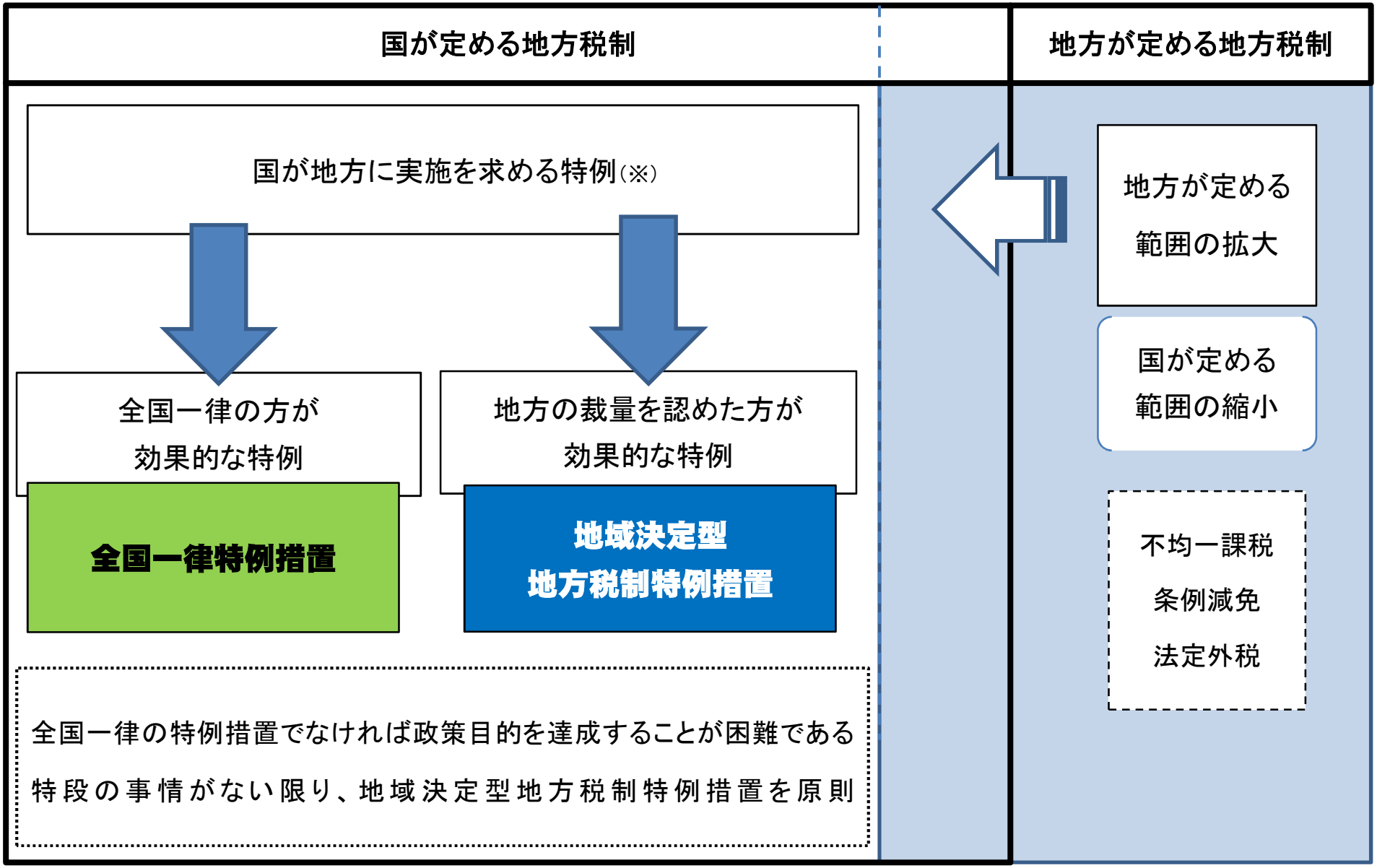

※特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方の協議の場に関する法律（抜粋）

第三条　協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

一　国と地方公共団体との役割分担に関する事項

二　地方行政、**地方財政、地方税制**その他の地方自治に関する事項

三　経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

平成26年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき